





材料耐震診断の判定値によって**4つの補助制度**を設けています。

種類	条件
①耐震改修費補助 (上限100万円)	判定値1.0未満と診断された住宅を判定値1.0以上とし、かつ、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点の最も低い数値に0.3を加算した数値以上とする耐震改修
②簡易耐震改修費補助 (上限30万円)	判定値0.7未満と診断された住宅を、判定値0.7以上1.0未満にする耐震改修
③解体費補助 (上限20万円)	判定値が0.7未満と診断された延べ床面積30㎡以上の住宅1棟全てを解体し、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するもの
④耐震シェルター設置費補助 (上限25万円)	判定値が0.7未満と診断された住宅

**注意) 全ての補助について、契約及び着手前に申請が必要です!**

※今年度の補助金交付申請締切りは、上記①②③:12月16日、④:1月31日(予定件数に達し次第終了)です。

※申請前に契約、工事着手をすると、補助金を交付することはできませんのでご注意ください。

※同一敷地内において、上記補助制度の利用は、いずれか1度のみです。

(例:改修補助と耐震シェルター設置補助を併用することは出来ません。)

《判定値とは》

各階、各方向について、保有する耐力が必要耐力の何倍あるかのことで、各値の最も小さい数値が建物の判定値となります。

判定値	1.5以上	倒壊しない
	1.0以上 1.5未満	一応倒壊しない
	0.7以上 1.0未満	倒壊する可能性がある
	0.7未満	倒壊する可能性が高い

※震度6強から震度7クラスの大規模な地震に対して倒壊の可能性を判定します。

【相談・申込み窓口】〒491-8501 一宮市本町2丁目5-6 本庁舎7階

一宮市まちづくり部 住宅政策課



**電話 (0586) 85 - 7010 (直通)**

**空き家所有者の皆さまへのお願い)~お持ちの不動産を適切に管理されていますか?~**

空き家等は個人の財産です。管理者または所有者には、空き家等を適切に管理する「責務」がある定められています。

建物の老朽化等による瓦や壁の落下、樹木・雑草の繁茂などにより、近隣住民や地域に迷惑をかけるおそれ、また、屋根等が落下、崩れるなどして、他人が怪我をした場合、所有者の責任となり損害賠償を請求される可能性がありますので、お持ちの空き家について適切な維持管理をお願いします。

**相続登記のススメ)~財産をしっかり引継ぎましょう。未来につなぐ相続登記~**

近年、相続した不動産について相続登記がされていないケースが数多く存在しています。相続登記されていないと、お持ちの不動産を任意で売買や処分できないなど思わぬ不利益を受けることがありますので、相続登記をお済みでない方は、相続登記をしましょう。

詳しくは法務局までお問い合わせください。